

# 済生会横浜市南部病院の移転先の決定について

健康福祉・医療委員会  
令和2年3月13日  
医療局

## 1 移転先の決定

地域中核病院として誘致した済生会横浜市南部病院について、老朽化・狭あい化が課題となっていることから再整備を行うこととし、昨年5月の健康福祉・医療委員会において、旧港南工場敷地（市有地）を再整備の最有力候補地としてご報告いたしました。

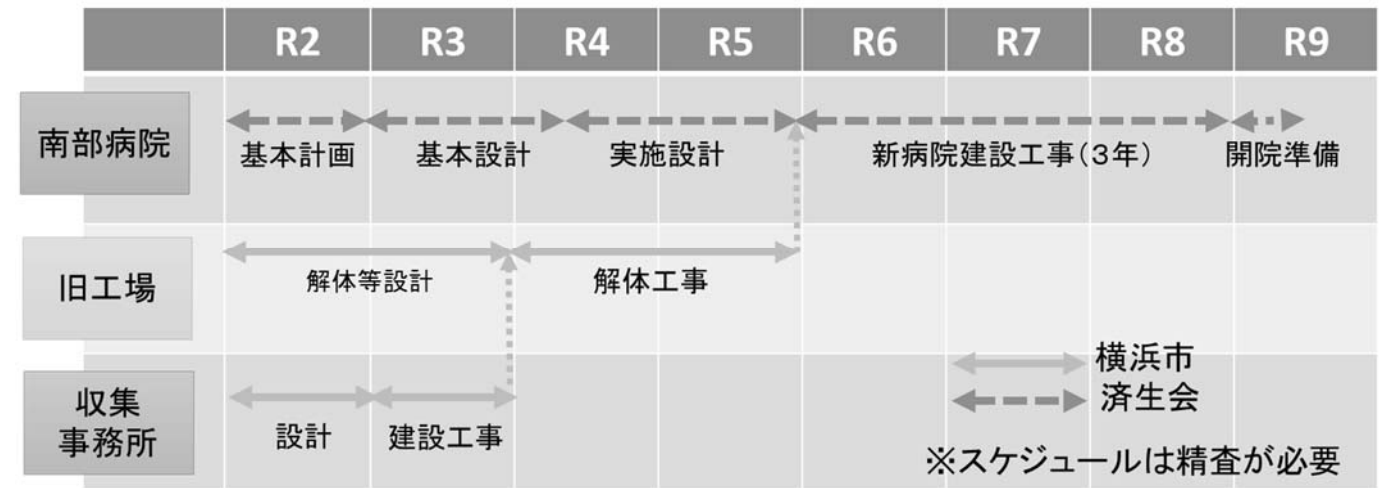
このたび、**旧港南工場敷地（市有地）を移転先として決定し、年度内に済生会と基本協定を締結します。**

## 2 基本協定書（案）の概要

済生会と締結する基本協定書（案）の主な内容は、以下のとおりです。

- (1) 目的  
主として横浜市の南部地域における地域医療の向上を図るため、互いに協力し、病院の再整備を行う。
- (2) 病床数  
再整備後の病院の病床数は、現病院と同規模程度とする。ただし、医療需要の動向等を踏まえ、見直すことができるものとする。
- (3) 設置場所  
病院の設置場所は、横浜市港南区港南台八丁目4番2他とする。
- (4) 用地の提供  
病院の建設に必要な用地の提供は、本市の負担において行い、済生会へ無償貸付けをする。
- (5) 医療水準等  
病院の診療科目、救急医療、高度医療及び専門診療機能等の医療水準について、内容の充実を図り、かつ質の高い医療サービスの提供に努めるものとする。

## 3 スケジュール（現時点での想定）



## 【参考】位置図



## 社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会支部神奈川県済生会横浜市南部病院の 再整備に関する基本協定書

横浜市（以下「甲」という。）と社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会支部神奈川県済生会（以下「乙」という。）とは、地域中核病院整備計画に基づき甲が誘致し、乙が開設した社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会支部神奈川県済生会横浜市南部病院（以下「病院」という。）を再整備することについて、次のとおり基本協定を締結する。

### （目的）

第1条 主として横浜市の南部地域における地域医療の向上を図るため、甲及び乙は、互いに協力し、病院の再整備を行う。

### （病床数）

第2条 再整備後の病院の病床数は、現病院と同規模程度とする。ただし、医療需要の動向等を踏まえ、見直すことができるものとする。

### （設置場所）

第3条 病院の設置場所は、次のとおりとする。

横浜市港南区港南台八丁目4番2他

### （用地の提供）

第4条 病院の建設に必要な用地の提供は、甲の負担において行い、乙に無償貸付けをする。

2 提供する用地の条件等については、別途協議して決定する。

### （建設等の協力）

第5条 甲は病院の建設等について、必要な協力を行う。

### （開院の時期）

第6条 開院の時期については、甲乙別途協議して定める。

### （事業費の負担等）

第7条 病院を建設し、医療機器等を整備するための事業費については、乙の負担とする。

2 甲は、乙の負担する病院の建設に係る費用の一部について、乙に補助することができる。

3 前項の補助額は、該当年度に甲が措置する予算の範囲内の額とする。

4 第2項の補助の方法については、甲乙別途協議して定める。

(運営の基本原則等)

第8条 乙は、病院の運営にあたって地域中核病院としての医療機能を確保するとともに、医療の公共性と経済性との調和が図られるよう適切な業務の運営を行う。

2 甲及び乙は、地域医療機関等との機能連携を図り、地域医療の向上に向けて互いに協力する。

3 甲は、病院の運営について、必要な要請を行うことができ、乙は要請の実現に努めるものとする。

(医療水準等)

第9条 乙は、病院の診療科目、救急医療、高度医療及び専門診療機能等の医療水準について、内容の充実を図り、かつ質の高い医療サービスの提供に努めるものとする。

2 前項の実施内容については、甲乙別途協議して定める。

(協定の変更)

第10条 甲及び乙は、社会情勢等により、この協定に定める事項が実態にそぐわなくなったときは、相手方に対し、この協定の変更を求めることができる。

(協定の解除等)

第11条 甲及び乙は、相手方の責に帰すべき事由により、この協定に定める義務を履行できないときは、この協定を解除し、かつこれによって生じた損害額を賠償金として請求することができる。

(信義誠実の原則)

第12条 甲及び乙は、互いに信義を重んじ、この協定を誠実に履行しなければならない。

(疑義の決定)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について、疑義が生じた時は、必要に応じて甲乙協議して定める。

この確認書の締結を証するため、本書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市  
横浜市長 林 文子

乙 横浜市神奈川区西神奈川一丁目13番地10  
社会福祉法人<sup>恩賜</sup><sub>財団</sub>済生会支部  
神奈川県済生会  
支部長 正木 義博